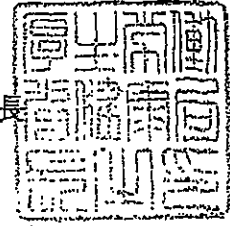


六

健発第 0326007 号
平成19年3月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



腎移植施設整備事業実施要綱の一部改正について

標記については、昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知の別紙「腎移植施設整備事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添「新旧対照表」のとおり改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので通知する。

別紙

腎移植施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、腎移植の実施に必要な無菌手術室を整備し、もって腎不全患者の根拠的医療である腎移植の実施体制を整備することを目的とする。

2 事業の実施主体

事業の実施主体は、厚生労働大臣が適当と認める者とする。

3 整備基準

- (1) 腎移植施設は、原則として都道府県一か所（人口四〇〇万人以上の都道府県にあつては二か所とする。）
- (2) 腎移植施設として整備する病院は、原則として腎移植に関する更正医療指定医療機関であること。
- (3) この事業でいう無菌手術室とは、空気清浄度クラス一〇〇（有効超音性能エアークリナー（HERAフィルター）面積が天井または一壁面の七五%以上であり、換気回数が一時間二〇〇回以上）の設備を有する手術室であること。